

1 建設工事における予定価格等の公表時期について

令和7年度に開催した奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会の検討内容を踏まえ、現行の価格公表時期を継続

(参考) 現行の予定価格等の公表時期

	公表時期
予定価格	事前
低入札価格調査基準価格	事後
最低制限価格	事前

2 建設工事請負契約書の改正について (令和8年4月1日改正)

1. 変更点

（１）他機関が発注した工事との調整規定の新設（第2条第2項）※参考1

- ・受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うことを規定。

（２）保証証券等の電磁的方法による提出を新設（第4条第2項、第35条第2項）※参考2

- ・契約保証、前払金保証（中間前払金保証を含む。）及び履行保証に係る保証証券等について、電磁的方法による提出を認める旨を規定。

（３）現場代理人及び主任技術者等の配置に関する規定を改正（第10条）※参考3

- ・工事現場に設置し、氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない者に監理技術者補佐を追記。

（４）協議不調等における不利益取扱いの禁止に関する規定の新設

（第24条第3項、第25条第3項、第26条第9項）※参考4

- ・請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって受注者に対し不利益な取扱いをしてはならないことを規定。

2. 適用日

令和8年4月1日以降に契約を行う工事から適用

参考 1

(関連工事の調整)

第 2 条 略

- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

参考 2

(契約の保証)

第 4 条 略

- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

(前金払及び中間前金払)

第35条 略

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

参考3

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に該当する場合にあっては監理技術者、建設業法第26条第3項第2号の規定を使用し監理技術者が他の工事を兼務する場合にあっては監理技術者補佐）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

参考4

(工期の変更方法)

第24条

1～2 略

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更方法等)

第25条

1～2 略

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条

1～8 略

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（お知らせ１）建設工事における入札契約制度の 今後の改正予定について

1. 改正内容（予定）

（１）工事費内訳書に明示する項目について

- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の改正（令和7年12月12日施行分）等により、入札時に提出する入札金額の内訳に、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約（建退共）に係る掛金、安全衛生経費（以下、「労務費等」という。）について記載することと規定されたため、工事費内訳書を改正予定。なお、工事費内訳書に労務費等が未記入の場合は、入札を失格とする。

（２）建設工事請負契約書及び請負代金内訳書に明示する項目について

- ・契約時に作成する請負代金内訳書について、労務費等の内訳の明示を求めるため、建設工事請負契約書の規定及び請負代金内訳書の様式を改正予定。

（３）下請負人の社会保険等加入義務規定の新設について

- ・社会保険等未加入建設業者の排除を図るため、建設工事請負契約書に社会保険等未加入業者（社会保険等について、適用除外となっている場合を除く）を下請負人とすることを禁止する規定を新設予定。なお、改正後、特別な事情なく本規定に違反した場合は、契約違反行為として入札参加停止措置を講じる可能性がある。

2. 適用日について

一定の周知期間を置いた上で適用を開始予定。

詳細については建設産業課のウェブページ等でお知らせします。

（お知らせ2）インボイス制度について

事業者のみなさま

消費税の インボイス制度※

令和5年10月 スタート

※消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度です



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や
税務署での説明会・
登録要否相談会をご
案内しております。

説明会日程



新たな負担 軽減措置

税負担・事務負担の
軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係
(インボイス関連)



補助金などの 支援策も

IT導入補助金・小規
模事業者持続化補助
金などの支援策があ
ります。

中小企業庁
リーフレット



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年4月)

登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。
また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。

インボイス制度について詳しく知りたい方



国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先



インボイス
コールセンター 0120-205-553 (無料)
9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。

相談窓口一覧表



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年4月)

3 低入札価格調査制度の改定について

1. 低入札価格調査の書類提出期限について
2. 低入札価格調査意向確認の提出方法変更について

Ⅰ. 低入札価格調査の書類提出期限について

【改定内容】

Ⅰ) 低入札価格調査に係る書類の提出期限を開札日の「2日後」から「4日後」に延長（休日を含まずに4日後※）

※休日の定義：奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日

曜日	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)
	開札日				(現行) 16:00 書類提出期限		(改定後) 16:00 書類提出期限

Diagram illustrating the extension of the bid submission deadline:

- A red arrow labeled "2日後" (2 days later) points from the Friday column to the Monday column, indicating the current deadline.
- A red arrow labeled "4日後" (4 days later) points from the Friday column to the Wednesday column, indicating the new deadline.

【適用日】 令和8年6月1日以降に公告を行う工事から適用

【現 行】 低入札価格調査を希望する場合、入札書提出時に内訳書と合わせて「低入札価格調査意向確認書（別記様式Ⅰ）」を添付

【変更後】 電子入札システムによる入札書提出時に意向を選択

【適用日】 令和8年6月1日以降に公告を行う総合評価落札方式の工事案件から適用

現行：低入札価格調査意向確認書（別記様式Ⅰ）

別記様式Ⅰ

低入札価格調査意向確認書様式 ↓

別記様式Ⅰ

低入札価格調査意向確認書

令和 年 月 日

（発注機関の長）様

所在地

商号又は名称

代表者名

下記工事の入札書に記載した金額が調査基準比較価格を下回った場合、低入札価格調査を受けることを前提とし、調査に必要な書類を期限内に提出することを確約します。

記

工事名：

工事番号：

※ 低入札価格調査を受ける意向がない場合には、当該様式を提出する必要はありません。
※ 当該様式を提出しない場合において、調査基準比較価格を下回った入札を行った場合は失格となります。

変更後

変更後：入札書画面

14. (G)に対する専任補助者 姓 名

低入札価格調査の意向確認 ☒ 調査を受ける(資料を提出する) ☐ 辞退する

内訳書

※ 添付資料の送付可能サイズは2MB以内で、1ファイルのみ添付可能です。
尚、添付ファイルは、ウィルスチェックを最新版のチェックデータで行って下さい。

【低入札価格調査意向】

- ①低入札価格調査を希望する場合
→ 「調査を受ける（資料を提出する）」を選択
- ②低入札価格調査を希望しない場合
→ 「辞退する」を選択

※上記適用日の総合評価落札方式の工事案件から、「低入札価格調査意向確認書（別紙様式Ⅰ）」を廃止しますので、入札書画面より提出された意向のみ採用します。

4 総合評価落札方式の改定について

1. 落札者決定基準の変更について

(1) 優良工事表彰の評価について

- ・評価対象期間及び配点の変更について

(2) 配置予定技術者の同種工事实績について

- ・評価対象技術者の追加について

(参考) 工事成績評定点の対象工事について

- ・R7.6の発注基準改定に伴う表記方法の変更について

2. 評価された配置技術者を途中交代させる場合の取扱いについて

1. 落札者決定基準の変更について

現行

評価項目		評価基準	配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	過去5年間の工事成績評定点	2.5
	表彰	過去4年間の表彰実績	1.5
	配置予定技術者の実績	過去15年間の監理技術者・主任技術者・現場代理人としての施工経験	2
	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムの事業者登録及びカードリーダーの設置	1
合計			10

改定後

評価項目		評価基準	配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	過去5年間の工事成績評定点	2.5
	表彰	過去 3年間 の表彰実績	1
	配置予定技術者の実績	過去15年間の監理技術者・ 監理技術者補佐 ・主任技術者・現場代理人としての施工経験	2
	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムの事業者登録及びカードリーダーの設置	1
合計			9.5

改定①

改定②

代表例：一般土木等 企業・技術者評価型①（10.3億円～30.2億円）

現行

評価項目		評価基準	配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	過去5年間の工事成績評定点	2.5
	表彰	過去4年間の表彰実績	1
	ISO認証取得	ISOシリーズ認証の取得	1
	配置予定技術者の実績	過去15年間の監理技術者・主任技術者・現場代理人としての施工経験	2
	地域精通度	本店の所在地	2.5
	社会・地域貢献	災害協定の締結	1
合計			10

改定後

評価項目		評価基準	配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	過去5年間の工事成績評定点	2.5
	表彰	過去 3年間 の表彰実績	1
	ISO認証取得	ISOシリーズ認証の取得	1
	配置予定技術者の実績	過去15年間の監理技術者・ 監理技術者補佐 ・主任技術者・現場代理人としての施工経験	2
	地域精通度	本店の所在地	2.5
	社会・地域貢献	災害協定の締結	1
合計			10

改定①

改定②

代表例：一般土木等 企業・技術者評価型②（5.7千万円～10.3億円）

1. 落札者決定基準の変更について

(1) 優良工事表彰の評価について

【改定内容】

- 1) 表彰の評価対象期間を4年から3年に変更
- 2) 表彰の評価の配点1.5点を1.0点に変更（現行で配点1.0点のものは変更しない）

現行

評価(審査)項目		評価(審査)内容	配点
企業 の 施 工 実 績	表彰 (JVは全構成会社別 に採点し、出資比率に よる加重平均とする)	- JVの代表者は、過去4年間における国土交通省近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)又は奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰 - JVの代表者以外の構成員は、過去4年間における奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰	得点 の合計点 Max 1.5

(注) 表彰における過去4年間とは、令和3年4月1日～令和7年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。

改定後

評価(審査)項目		評価(審査)内容	配点
企業 の 施 工 実 績	表彰 (JVは全構成会社別 に採点し、出資比率に よる加重平均とする)	- JVの代表者は、過去3年間における国土交通省近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)又は奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰 - JVの代表者以外の構成員は、過去3年間における奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰	得点 の合計点 Max 1.0

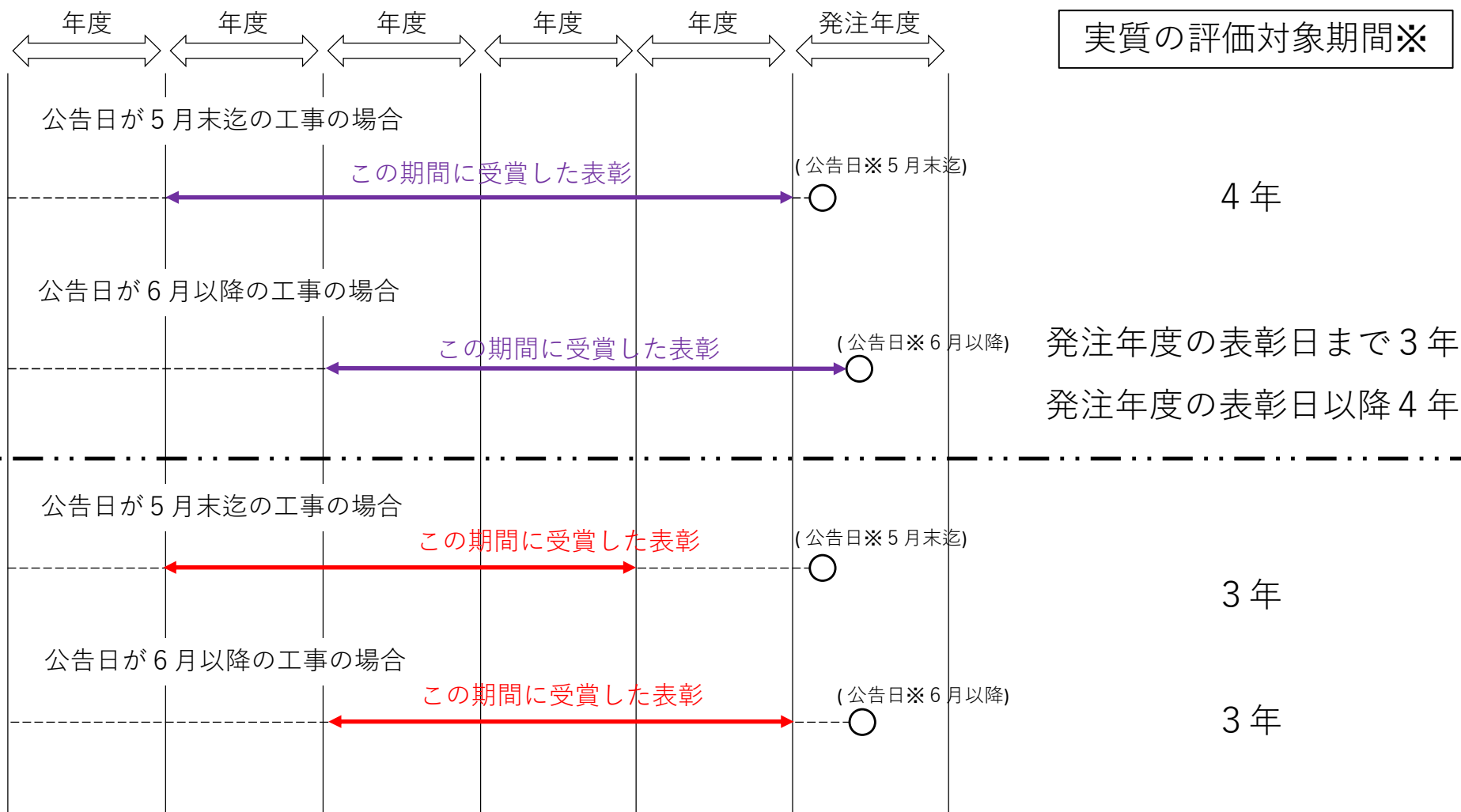
(注) 表彰における過去**3年間**とは、**令和5年4月1日～令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。**

代表例：一般土木等 企業・技術者評価型①

【適用日】 令和8年6月1日以降に公告を行う工事から適用

1. 落札者決定基準の変更について

◆表彰の評価対象期間の考え方について



※工事完成の翌年度に表彰

1. 落札者決定基準の変更について

(2) 配置予定技術者の同種工事实績について

【改定内容】

1) 監理技術者・主任技術者・現場代理人に加えて、監理技術者補佐としての同種工事实績を追加

現行

評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験 同種工事:〇〇〇工	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2
		b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1
		c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1
		d. 上記a、b、cに該当しない	0



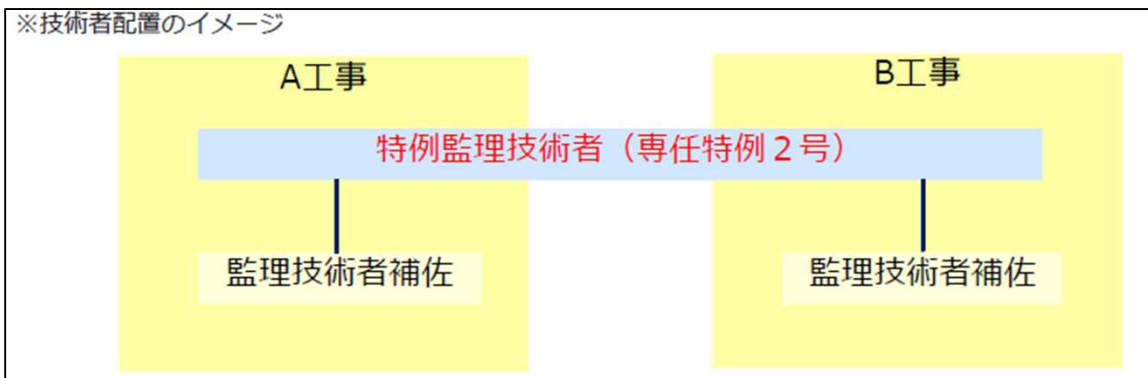
改定後

評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績 同種工事:〇〇〇工	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験 同種工事:〇〇〇工	a. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2
		b. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1
		c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1
		d. 上記a、b、cに該当しない	0

代表例：一般土木等 企業・技術者評価型①

監理技術者補佐とは（建設業法第26条第3項第二号に基づく）

公共性のある重要な建設工事において、監理技術者を配置する場合、原則専任が必要となるが、監理技術者の職務を補佐する者（**監理技術者補佐**）をそれぞれの現場に専任で配置することで、本来専任配置が求められる監理技術者を2つの工事現場に配置することが可能になる。



【適用日】 令和8年6月1日以降に公告を行う工事から適用

1. 落札者決定基準の変更について

(参考) 工事成績評定点の対象工事について

【運用自体は現行から変更なし】

- 1) 令和7年6月の発注基準改定に伴い、公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前と令和7年6月1日以降で対象金額が異なるため、落札者決定基準の注意書きで記載
- 2) 奈良県建設工事等競争入札参加資格で格付け基準がある「土木一式工事」「建築一式工事」「舗装工事」においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額が、各工事の公告日（指名通知日）時点における等級によっても異なるため、落札者決定基準の＜別表1＞で記載

記載方法の変更

評価(審査)項目		評価(審査)内容
企業の施工実績	工事成績評定点 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)

(注) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。

(注) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が5千7百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。

公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が5千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。

なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。

自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。

過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は＜別表1＞に定めるとおりとする。

＜別表1＞評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事
(奈良県県土マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日 (指名通知日) 時点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1	5,700万円以上	5,000万円以上
A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

代表例：一般土木等 企業・技術者評価型②

(1) 若手・女性チャレンジ評価型における配置技術者の途中交代について

【改定内容】

- 1) 総合評価落札方式の若手・女性チャレンジ評価型で受注した工事において、加點評価されていた配置技術者を工事期間中に途中交代する場合、同等以上の技術者を配置できない理由が真にやむを得ないと判断できる場合は、完成時の工事成績評定点において減点しない。

◆監理技術者等が変更できる条件 ※従来どおり（入札説明書より抜粋）

配置技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限る

◆対象工事

若手・女性チャレンジ評価型で発注した工事において、監理技術者等に若手・女性を配置することで、総合評価において加點評価され、受注した工事

◆交代する技術者要件の緩和

- ・総合評価で評価された当初の配置技術者と同等以上の者を配置できない場合は、工事成績評定点で減点
- ・ただし、社内で若手・女性技術者を配置できないことが証明できる場合は、減点しない（なお、入札公告に示す配置技術者にかんする条件を満たす必要がある）

〈具体例〉社内で他に監理技術者等の資格を有している若手・女性がない
社内にはいるが、他工事に監理技術者等としてすでに従事しており、交代できる若手・女性がない

※工事期間中にやむを得ず監理技術者等を途中交代する場合は、速やかに契約担当部局（土木事務所等）に連絡の上、「現場代理人等変更通知書」を提出してください

【適用日】 令和8年6月1日以降に公告を行う工事から適用